

第11節 動植物防疫措置の強化

食料の安定供給や農畜産業の振興を図るため、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病や植物の病害虫に対し、侵入・まん延を防止するための対応を行っています。また、近年、近隣のアジア諸国・地域において継続的に発生している越境性動物疾病の侵入を防ぐためには、関係者が一丸となって取組を強化することが重要です。

さらに、国内で継続的に発生が見られるヨーネ病等の家畜の慢性^{ふそびょう}疾病や腐蛆病等の蜜蜂の疾病への対策のほか、植物防疫法に基づく対策も重要となっています。

本節では、動植物防疫措置の強化に向けた様々な取組について紹介します。

(1) 家畜防疫の推進

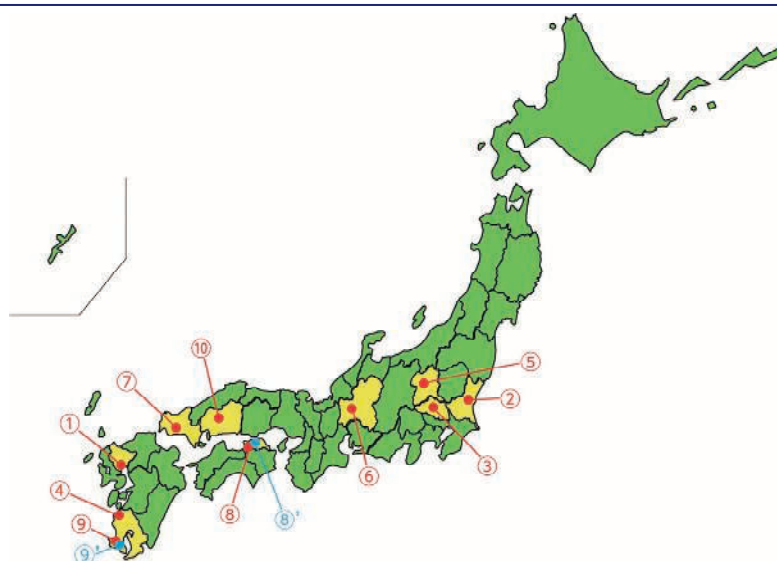
(高病原性鳥インフルエンザが継続的に発生)

高病原性鳥インフルエンザは、その伝播力^{でんぱりよく}の強さや致死性の高さから、地域の養鶏産業に及ぼす影響が甚大であり、国民への鶏肉・鶏卵の安定供給を脅かしかねないだけでなく、鶏肉・鶏卵の輸出が一時的に停止するなどの影響が生じることから、引き続き発生予防とまん延防止を図る必要があります。

令和4(2022)年シーズンにおいては、過去最大となる26道県84事例が発生し、およそ1,771万羽が殺処分対象となったことから、鶏卵の価格高騰や欠品が生じるまでの影響が見られました。

令和5(2023)年シーズンにおいては、令和5(2023)年11月に佐賀県で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されて以降、令和6(2024)年3月末時点で9県10事例が確認されており、およそ79万3千羽が殺処分の対象となっています(図表3-11-1)。

図表3-11-1 令和5(2023)年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生状況



資料：農林水産省作成

注：1) 令和6(2024)年3月末時点の発生状況

2) 数字は発生の順を示す。赤字数字は令和5(2023)年シーズンにおける家きんでの発生農場。青字数字は赤字数字と同じ発生農場からの家きんの移動等から疑似患者と判定し殺処分を行った農場等

(高病原性鳥インフルエンザの対策を強化)

令和4(2022)年シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、農林水産省では、都道府県等と連携し、疫学調査等で得られた知見を踏まえ、農場における更なる発生予防対策のほか、高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏農家が早期に経営を再開できるよう、埋却地・焼却施設の確保や飼養衛生管理に関する指導を実施しました。

また、飼養衛生管理の徹底による発生予防対策を基本としつつ、高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生した際に、殺処分頭羽数の低減を図るため、施設や飼養管理を分けることにより農場を複数に分割し、別農場として取り扱う「農場の分割管理」と呼ばれる取組の活用を推進しています。

具体的には、発生時のリスクを低減するため、生産者が農場の分割管理を活用できるよう、令和5(2023)年9月に「飼養衛生管理指導等指針」を一部変更し、推奨される飼養衛生管理上の事項の一つとして位置付けるとともに、農場の分割管理についての基本的な考え方や取り組む際のポイントについて記載した「農場の分割管理に当たっての対応マニュアル」を策定しました。

(事例) 経営リスクの低減に向け、農場の分割管理を導入(青森県)

青森県三沢市の採卵鶏事業者である有限会社東北ファームでは、経営リスクの低減に向け農場の分割管理を導入し、作業員や車両、施設等を別個に配置して飼養衛生管理を行う取組を推進しています。

同社は、東北地方でも有数の飼養規模を誇る大規模農場として生産を行っていましたが、令和4(2022)年12月に高病原性鳥インフルエンザが発生し、家畜伝染病予防法に基づき139万羽全ての飼養鶏を殺処分しました。

同社は、同様の被害を防ぐためには、飼養方法を根本から変える必要があるとの考えに至り、県や家畜保健衛生所と協議の上、新たな飼養管理体制の整備を進め、令和5(2023)年11月に、農場の分割管理を導入しました。

具体的には、約40haの農場を高さ1.8mの鉄製のフェンスで三つに分割し、それぞれに消毒ゲートや従業員が入る管理棟、堆肥舎等を設け、人・物の動線を分けました。また、これまで開放型鶏舎を含めて47棟あった鶏舎を密閉型鶏舎に統一し計31棟にした上で、三つの農場に分けて管理しています。

仮に三つのうち、いずれかの農場で高病原性鳥インフルエンザが発生しても、殺処分が当該農場に限定できる可能性が高まったことから、経営リスクの低減につながっています。

同社は、同年6月以降、段階的にひなの導入を進めており、令和6(2024)年3月末時点では約101万羽の飼養規模となっています。今後は、既存施設の改修や新規施設の整備等を進め、全国のモデルケースとして農場の分割管理の取組を推進するとともに、分割管理のノウハウ等について積極的に情報発信を行っていくこととしています。



鶏舎群を区切る鉄製フェンス

資料：有限会社東北ファーム



密閉型鶏舎

資料：有限会社東北ファーム

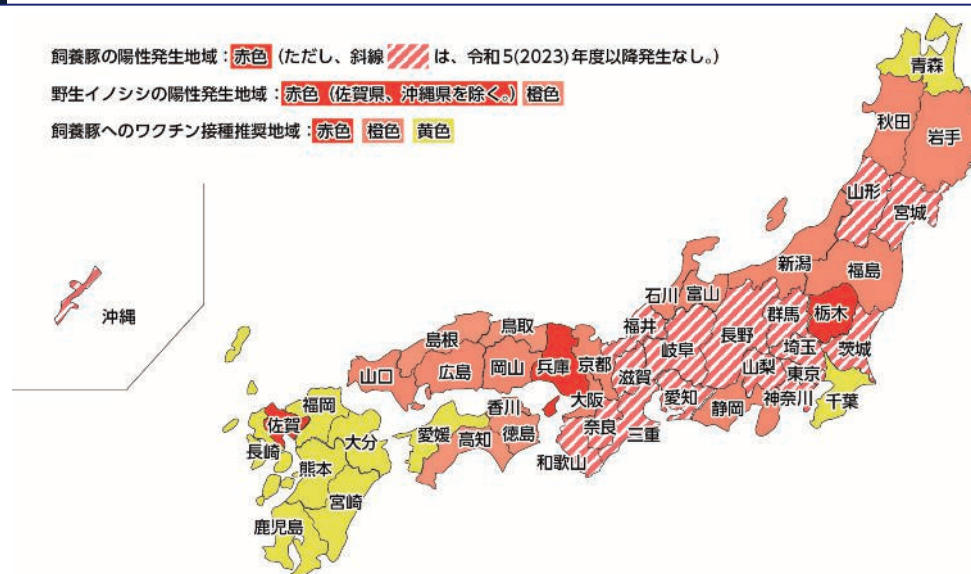
さらに、令和5(2023)年シーズンの発生を受け、農林水産省では、都道府県に対し、飼養家きんの異状の早期発見や早期通報、発生予防、まん延防止の徹底等を改めて通知し、家きん農場における監視体制の強化を実施しました。

(養豚の主要産地である九州地方でも豚熱の感染事例が確認)

豚熱は、その伝播力の強さや致死性の高さから、地域の養豚業に及ぼす影響が甚大であり、国民への豚肉の安定供給を脅かしかねないだけでなく、豚熱の発生している地域等から豚肉の輸出ができなくなるなどの影響が生じることから、引き続き清浄化を目指していく必要があります。

我が国においては、平成30(2018)年に26年ぶりに国内で豚熱が確認されて以来、令和6(2024)年3月末時点において20都県で計90事例が発生し、約36万8千頭を殺処分しています(図表3-11-2)。令和5(2023)年8月には、佐賀県で豚熱の感染事例が確認されたことから、飼養頭数で全国の約3割を占める養豚の主要産地である九州地方においても豚熱対策の実施が急務となりました。

図表3-11-2 豚熱の発生状況



資料：農林水産省作成

注：令和6(2024)年3月末時点の発生状況

(関係者一体となって豚熱のまん延防止対策を推進)

九州地方において豚熱のまん延防止対策を早急に進めるため、これまでの他地域での経験や取組を活かして農林水産省・地方公共団体・生産者団体・生産者等が一体となって取り組んでいます。

具体的には、野生イノシシが豚熱に感染している可能性が否定できず、感染リスクが高まっている発生農場の周辺地域や出荷先地域との養豚生産上の関連性が強い九州7県については、いずれも豚熱ウイルスの農場への侵入リスクが増大しており、豚熱の感染が拡大する可能性があることから、九州7県をワクチン接種推奨地域に設定しました。ワクチン接種については、家畜防疫員、都道府県知事認定獣医師に加え、研修等の実施により接種が可能となった登録飼養衛生管理者を打ち手とし、速やかな実施に努めています。

また、豚熱の発生を防止するためには、日常的な飼養衛生管理の徹底が最も重要であることから、飼養衛生管理基準の遵守状況の再点検、豚の異常を発見した際の早期通報、埋却地の確保の徹底により、農場における飼養衛生管理を強化しています。

さらに、正確な感染状況の把握のため九州各県において、野生イノシシの捕獲・検査を強化しています。

(アフリカ豚熱の侵入リスクがかつてないほどに高まり)

アフリカ豚熱(以下「ASF¹」という。)は、これまで我が国では発生が確認されていませんが、近年東アジアで感染が拡大しており、韓国においては北部から南部へと徐々に発生が拡大していた中で、令和5(2023)年12月以降、我が国への定期便が発着する釜山において、野生イノシシでの感染が相次いで確認されたことから、ASFの侵入リスクが、かつてないほど高まっています。ASFは有効なワクチンや治療法がなく、環境中に長く残ることから、一度侵入を許すと、我が国の畜産業に壊滅的な被害が生じることとなります。ASFの侵入リスクがかつてないほど高まっていることを踏まえ、海外からの侵入に対する警戒を怠ることなく、侵入防止や農場における発生予防に努めることが重要です。



海外旅行者への注意喚起ポスター

海外からの越境性動物疾病の国内侵入を防ぐために、空港や海港において入国者の靴底消毒・車両消毒、旅客への注意喚起、検疫探知犬を活用した手荷物検査といった水際対策を徹底して実施しており、併せて関係団体等を通じ、ゴルフ場等における利用者のゴルフ用品の洗浄・消毒の実施を要請しています。また、万が一の侵入に備えた野生イノシシにおける死体処理等の防疫体制の構築を進めています。

また、越境性動物疾病対策は、国際的な協力が不可欠であるとの共通認識の下、G7の枠組み等も活用し、国際機関、獣医当局間及び研究機関間で連携した活動を行っています。さらに、越境性動物疾病が継続的に発生している近隣諸国・地域との連携を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上、診断法の開発を強力に推進することにより、アジア諸国・地域における疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクの低減を図っています。

(飼養衛生管理向上に向けた取組を推進)

高病原性鳥インフルエンザや豚熱だけでなく、ヨーネ病や牛伝染性リンパ腫等の慢性疾患を含む家畜の伝染性疾病への対策の基本は、病原体を農場に入れないことと農場から出さないことであり、農場における適切な飼養衛生管理、消毒等による感染リスクの低減といった日頃からの取組が極めて重要になります。このため、農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、農場指導、検査、ワクチン接種や淘汰等の取組を推進しているほか、飼養衛生管理支援システムの構築を進めており、農場、都道府県の家畜保健衛生所、臨床獣医師や関係団体が連携した取組を支援しています。

また、蜂の幼虫が病原体を含む餌の摂取を通じて感染し、死亡する家畜伝染病である腐

¹ African Swine Feverの略

蛆病のまん延防止を推進しています。

(2) 植物防疫の推進

(植物の病害虫の侵入・まん延を防止)

近年、気候変動等によりイネカメムシ等の病害虫の発生地域の拡大、発生時期の早期化、発生量の増加が確認されています。また、輸入禁止品の違法な持込件数も増加しており、これまでに国内で発生していなかった病害虫の侵入・まん延リスクが増大しています。また、中国において我が国が侵入を警戒している火傷病^{かしょうびょう}の発生を確認したため、火傷病菌^{しゅくしゅ}の宿主植物(花粉等)の輸入を停止しました。農林水産省では、植物防疫法に基づき、農業生産の安全や助長を図るため、病害虫の侵入防止のための輸入植物の検査等(輸入植物検査)や輸出先国・地域の要求に応じた植物の検査等(輸出植物検査)を実施しています。

また、我が国への侵入を特に警戒している病害虫について侵入調査や防除等(国内植物検査)のほか、対処法検討のための国際共同研究を行っています。

さらに、近年、ECサイト等に出品された植物の移動による病害虫のまん延リスクが懸念されることから、農林水産省では、出所不明な植物の移動に対し、植物検査・病害虫防除の観点から、注意喚起を行うWebサイトを令和5(2023)年10月に開設しました。

このほか、植物防疫法に基づく、化学農薬のみに依存しない、発生予防に重点を置いた総合防除を推進するための基本指針を踏まえ、都道府県において地域の実情に応じた総合防除の実施に関する計画が策定されています。

病害虫の侵入・まん延リスクが高まる中、農業の現場では、病害虫診断や防除指導等の病害虫防除体制の充実・強化を図る取組が進められています。

(植物防疫法に基づき緊急防除を実施)

新たに国内に侵入した病害虫がまん延し、農作物に重大な損害を与えるおそれがあり、これを駆除する必要がある場合等には、植物防疫法に基づき緊急防除を実施しています。

緊急防除では、防除を行う区域や期間を設定した上で、発生した病害虫の種類等に応じて、(1)寄主(宿主)植物の栽培の制限又は禁止、(2)植物等の移動制限又は禁止、(3)植物等の消毒、除去、廃棄等の措置等を実施することとしています。

令和5(2023)年度は、ジャガイモシロシストセンチュウやテンサイシストセンチュウ、アリモドキゾウムシの緊急防除を継続して実施し、まん延防止に取り組んでいます。



植物等の違法な持込みの注意喚起ポスター



植物等の移動規制について

URL : <https://www.maff.go.jp/pps/j/introduction/domestic/didoukisei/index.html>

第12節 農業を支える農業関連団体

各種農業関連団体については、農業者等の経営発展や地域農業・農村の維持・発展等を図る取組を後押しするなどの役割を果たしていくことが期待されています。また、その役割の発揮のため、地域の実情に応じて、団体間や地方公共団体との連携の強化等を図ることが重要となっています。

本節では、我が国の農業を支える各種農業関連団体の取組について紹介します。

(農業者の所得向上等に向けた取組を継続・強化)

農協は協同組合の一つで、農業協同組合法に基づいて設立されています。農業者等の組合員により自主的に設立される相互扶助組織であり、農産物の販売や生産資材の供給、資金の貸付けや貯金の受入れ、共済、医療等の事業を行っています。

農協系統組織においては、農業者の所得向上等に向け、農産物の有利販売や農業生産資材の価格引下げ等に主体的に取り組む自己改革に取り組んでいます。各農協では、組合員との対話を通じて農業者の所得向上に向けた自己改革を実践していくため、「自己改革実践サイクル」を構築し、これを前提として、農林水産省・都道府県が農協の自己改革の取組やJA全農等による支援がなされるよう助言・指導等を行っています。

また、JA全農では、食農バリューチェーンの構築に向け、他業種企業との業務提携等により、物流の合理化、国産農畜産物の高付加価値化、多様な販売チャネルによる消費拡大等に取り組んでいます。

このほか、不必要な共済契約に対する監督上の対応を図るため、令和5(2023)年1月に「共済事業向けの総合的な監督指針」を改正しました。

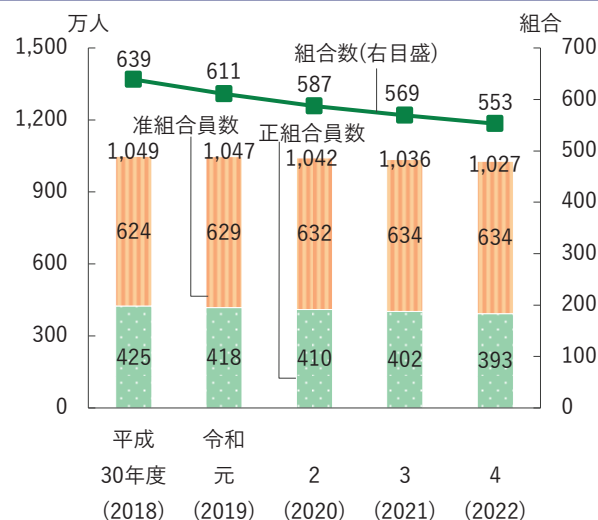
総合農協の組合数、組合員数については減少傾向で推移しており、令和4(2022)年度はそれぞれ553組合、1,027万人となっています(図表3-12-1)。



農協について

URL : https://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_kenkyu/

図表3-12-1 農協(総合農協)の組合数、組合員数



資料：農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」

注：各組合事業年度末時点の数値

(事例) うめ加工品等の販売強化や青果等の輸出拡大により所得を増大(和歌山県)

和歌山県田辺市に本所を置く紀南農業協同組合(以下「JA紀南」という。)では、梅干し・うめ加工品の販売強化や青果・加工品の輸出拡大により組合員の農業所得の増大を実現しています。

JA紀南では、うめ・かんきつ等の生産拡大に向け、優良農地を維持・活用するため、担い手や新規就農者への農地の利用集積を促進しています。また、コスト低減に向け、化学肥料に国内資源である鶏ふん堆肥を混合して原料価格を抑制する取組を推進するとともに、組合員が指定した日に大型トラックから直接引き取る予約受付注文を行っており、流通コストの縮減により肥料価格を抑制しています。

さらに、青うめ・うめ加工品やかんきつ類(うんしゅうみかん・晩柑)・かんきつ加工品の販売拡大に向け、組合員と一体となってプロモーション活動を実施し、香港や台湾等への輸出を強化しています。

このほか、平成29(2017)年度には加工製造施設であるフルーツファクトリーを整備し、出荷時に上位等級にならず高値で売れない果実をドライフルーツに加工することで高付加価値化するなど、組合員の新たな所得確保にも取り組んでいます。

これらの取組により、例えばうめの部会員1人当たり販売品取扱高については、令和4(2022)年度は210万円となっており、平成30(2018)年度と比べ3.8%増加しています。JA紀南では、今後とも農業所得の向上を図るため、「果樹を基幹とした日本一魅力的な総合園芸産地づくり」に取り組んでいくこととしています。



JAを介して貸借されたうめ園地
資料：紀南農業協同組合



マレーシアでの
青うめの輸出版売促進活動
資料：紀南農業協同組合

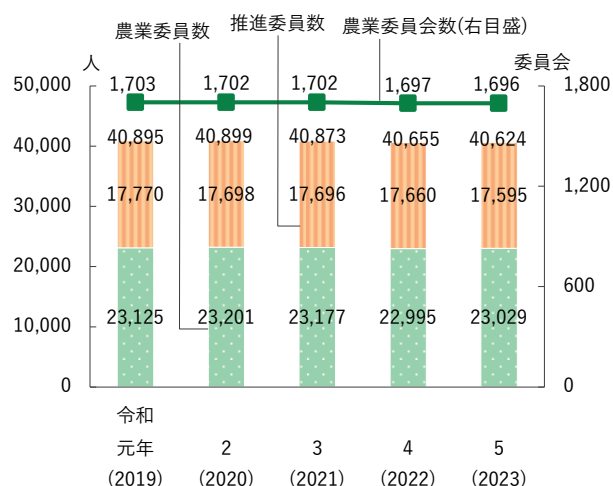
(農地利用の最適化に向けた活動を推進)

農業委員会は、農地法等の法令業務や農地利用の最適化業務を行う行政委員会で、全国の市町村に設置されています。農業委員は農地の権利移動の許可等を審議し、農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)は現場で農地の利用集積や遊休農地の解消、新規参入の促進等の農地利用の最適化活動を担っています。

農業委員会系統組織では、地域計画の策定に向け、地域内の農地の出し手・受け手の情報を収集し、目標地図の素案を作成するとともに、農地中間管理機構への貸付け等を積極的に促進することとしています。また、農業委員の任命には、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮し、青年・女性の積極的な登用に努めることとしています。

令和5(2023)年の農業委員会数は、1,696委員会となっています(図表3-12-2)。また、農業委員数は23,029人、推進委員数は17,595人で、合わせて40,624人となっています。

図表3-12-2 農業委員会数、農業委員数、推進委員数



資料：農林水産省作成
注：各年10月1日時点の数値

(農業保険の普及・利用拡大を推進)

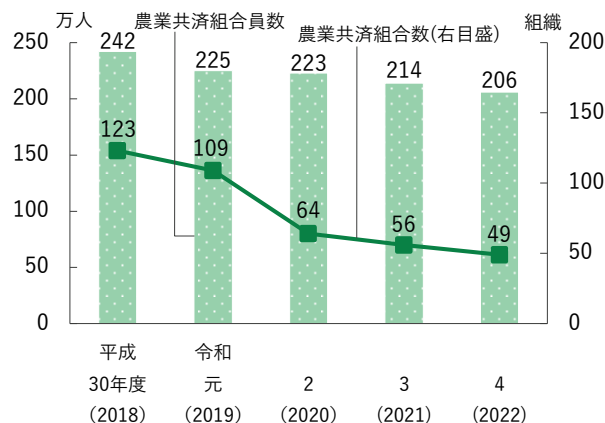
農業共済団体は、農業保険制度の実施主体として農業保険法に基づき設立されており、農業共済組合及び農業共済事業を実施する市町村(以下「農業共済組合等」という。)、都道府県単位の農業共済組合連合会、国の3段階で運営されてきました。

近年、農業共済団体においては、業務効率化のため、農業共済組合等の合併により都道府県単位の農業共済組合を設立するとともに、農業共済組合連合会の機能を都道府県単位の農業共済組合が担うことにより、農業共済組合と国との2段階で運営できるよう、1県1組合化を推進しています。

農業経営のセーフティネットへの関心が高まる中、農業共済団体では、農業の生産現場での農業保険の普及・利用拡大に向けた取組を推進しています。

令和4(2022)年度における農業共済組合数は49組織、農業共済組合員数は206万人となっています(図表3-12-3)。

図表3-12-3 農業共済組合数、農業共済組合員数



資料：農林水産省作成

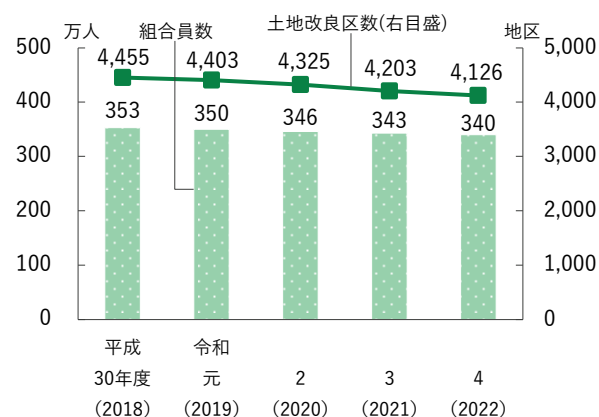
- 注：1) 農業共済組合数は各年度末時点の数値。令和3(2021)年度以前は、農業共済事業を実施する市町村の数値を含む。
2) 農業共済組合員数は、制度共済のほかに任意共済の加入者の数値を含む。令和3(2021)年度以前は、市町村が行う農業共済事業の加入者の数値を含む。

(農業水利施設等の安定的な維持管理を推進)

土地改良区は、圃場整備等の土地改良事業を実施するとともに、農業水利施設等の土地改良施設の維持管理等の業務を行っています。人口減少・高齢化が進む中、農業水利施設等に求められる機能を発揮していくため、農業水利施設等の安定的な維持管理を推進するとともに、引き続き土地改良区の再編整備等の促進を通じて運営体制の強化を図ることとしています。

令和4(2022)年度における土地改良区数は4,126地区、組合員数は340万人となっています(図表3-12-4)。

図表3-12-4 土地改良区数、組合員数



資料：農林水産省作成

注：各年度末時点の数値



第4章

農村の振興

第1節

農村人口の動向と地方への移住の促進

我が国の農村では、人口減少と高齢化が並行して進行しており、特に農業集落は小規模化が進行するなど、その影響が強く表れています。このような中で、地方の活性化を図っていくためには、地方への移住・定住を促進し、都会から地方への人の流れを生み出すことが重要となっています。

本節では、農村人口の動向や地方移住の促進に向けた取組等について紹介します。

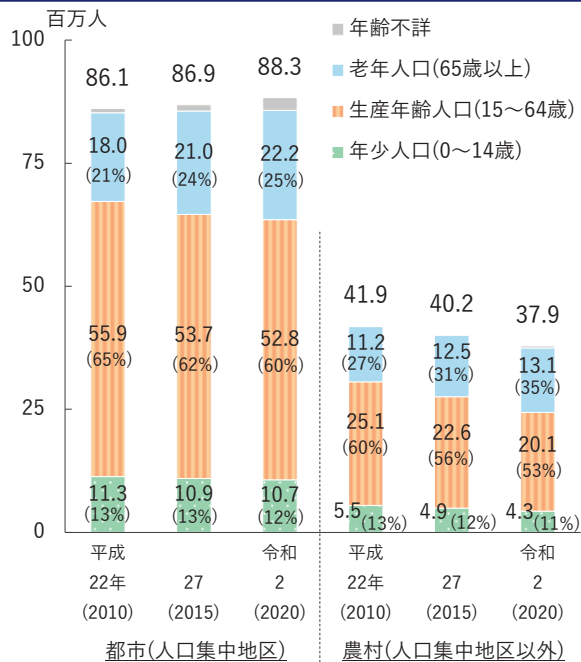
(1) 農村人口の動向

(農村における人口減少と高齢化が進行)

農村において人口減少と高齢化が並行して進行しています。総務省の国勢調査によると、令和2(2020)年の人口は、平成27(2015)年と比べ都市で1.6%増加したのに対し、農村では5.9%減少しています(図表4-1-1)。農村では生産年齢人口(15～64歳)、年少人口(14歳以下)が大きく減少しているほか、総人口に占める老年人口(65歳以上)の割合は、都市の25%に対し、農村では35%となっており、農村において高齢化が進んでいることがうかがわれます。

また、国立社会保障・人口問題研究所が令和3(2021)年6月に実施した調査によると、令和3(2021)年の平均出生子ども数¹⁾は、農村が1.97人となり、都市の1.74人を上回る状況にある一方、農村・都市ともに、平均出生子ども数は減少傾向で推移しています(図表4-1-2)。

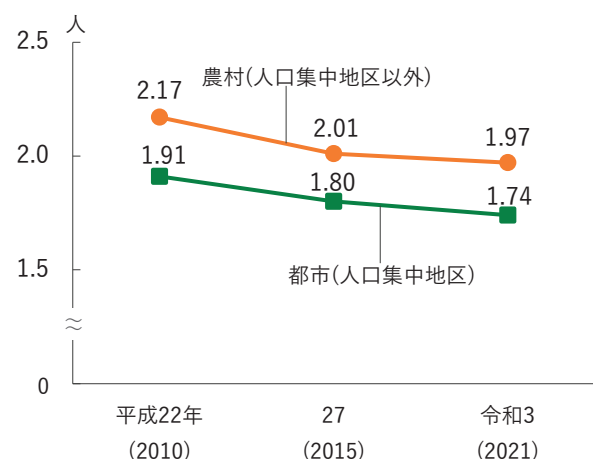
図表4-1-1 農村・都市の年齢階層別人口



資料：総務省「国勢調査」を基に農林水産省作成

注：国勢調査の人口集中地区(DID)を都市、人口集中地区以外を農村としている。

図表4-1-2 農村・都市の平均出生子ども数



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」を基に農林水産省作成

注：1) 妻の調査時年齢が45～49歳の初婚同士の夫婦を対象として、出生子ども数不詳を除き、8人以上子どもがいる場合は8人として平均値を算出

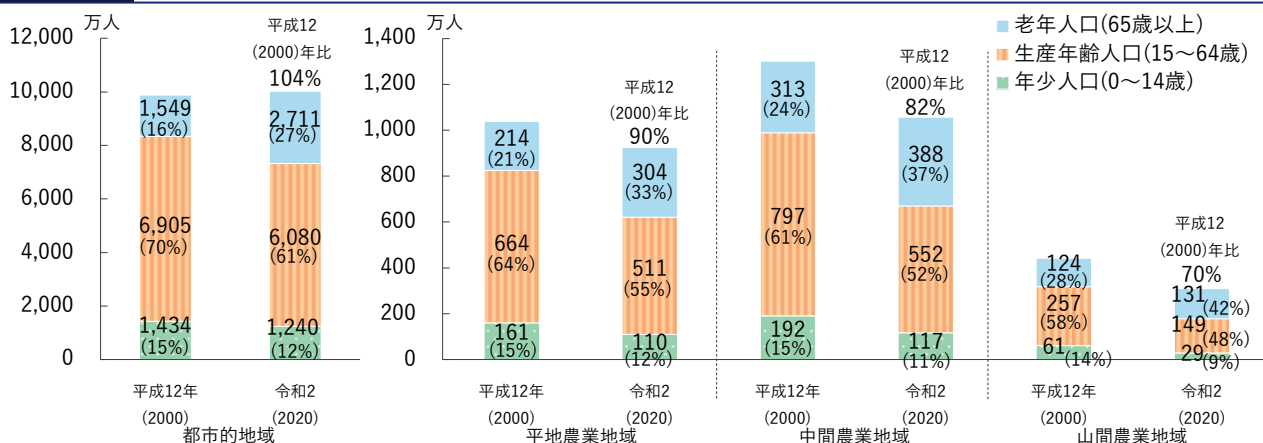
2) 平成22(2010)年及び平成27(2015)年は各年6月1日時点、令和3(2021)年は当年6月30日時点の数値

(特に中山間地域での人口減少と高齢化が顕著)

農業地域類型別の人口構成の変化を見ると、中山間地域での人口減少と高齢化が顕著になっています。平成12(2000)年と令和2(2020)年を比較すると、山間農業地域で30%減少したほか、中間農業地域で18%減少、平地農業地域で10%減少しており、中山間地域の人口減少率が高くなっています(図表4-1-3)。

また、令和2(2020)年の老年人口の割合は、山間農業地域で42%、中間農業地域で37%、平地農業地域で33%となっており、中山間地域で高齢化が進んでいます。

図表4-1-3 農業地域類型別の人口構成



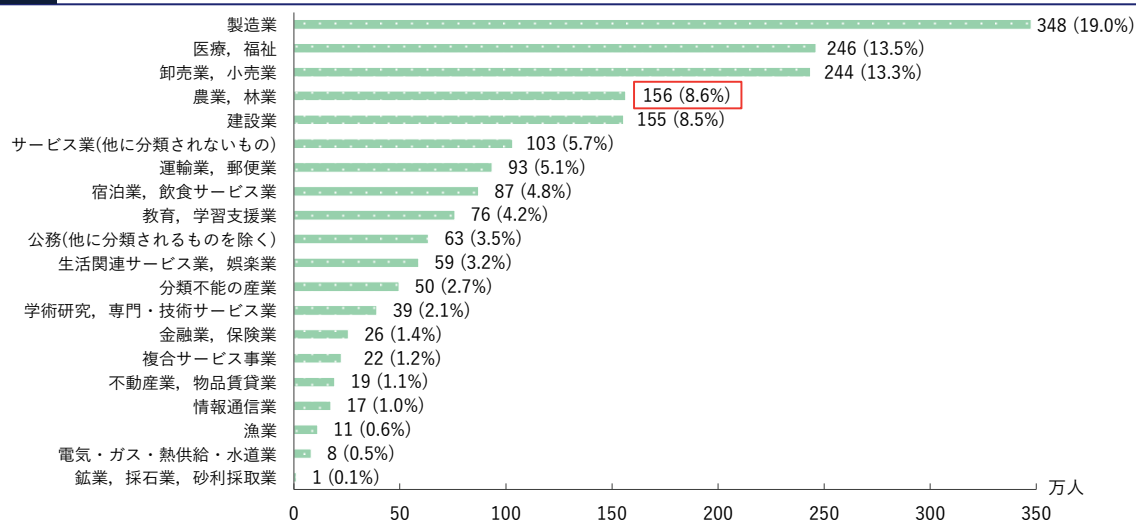
資料：農林水産政策研究所資料を基に農林水産省作成

注：平成12(2000)年比は、年齢不詳を含めた総数の割合。年齢別構成比は、年齢不詳を除いた総数に対する割合

(農村では製造業や医療・福祉等の多様な産業が展開)

総務省の国勢調査によると、令和2(2020)年の農村の産業別就業者数は、「製造業」が348万人で最も多く、次いで「医療、福祉」となっています(図表4-1-4)。一方、「農業、林業」は156万人で全体の8.6%となっており、農村では第一次産業に限らず多様な産業が展開しています。農村人口の減少・高齢化が進む中、人口減少を緩和し、農村での就業機会を確保するためには、農村における産業の振興や農村での起業を進めることが重要です。

図表4-1-4 農村の産業別就業者数



資料：総務省「令和2年国勢調査」を基に農林水産省作成

注：国勢調査の人口集中地区(DID)以外を農村としている。

(2) 農業集落の動向

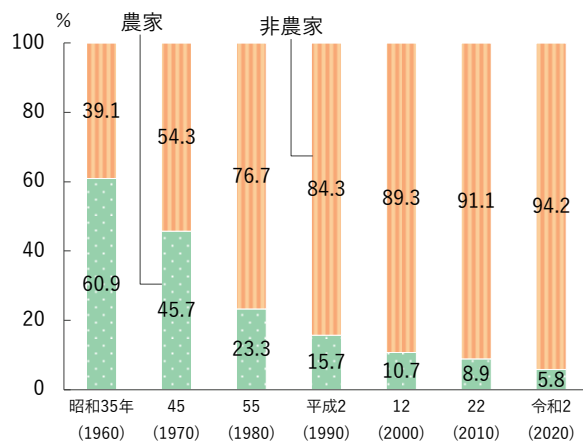
(農業集落の小規模化や混住化が進行)

我が国の「地域の基礎的な社会集団」である農業集落は、地域に密着した水路・農道・ため池等の農業生産基盤や収穫期の共同作業・共同出荷といった農業生産面のほか、集落の寄り合い¹等の協働の取組や伝統・文化の継承といった生活面にまで密接に結び付いた地域コミュニティとして機能しています。

しかしながら、農業集落は小規模化が進行するなど、人口減少と高齢化の影響が強く表れており、総戸数が9戸以下の小規模な農業集落の割合については、令和2(2020)年は平成22(2010)年の6.6%と比べて1.2ポイント増加し7.8%となりました。また、農業集落に占める農家の割合を見ると、令和2(2020)年は5.8%にまで低下しており、混住化が大きく進展している様子がうかがわれます(図表4-1-5)。

小規模な集落では、農地の保全等を含む集落活動の停滞のほか、買い物がしづらくなるといった生活環境の悪化により、単独で農業生産や生活支援に係る集落機能を維持することが困難になるとともに、集落機能の低下が更なる集落の人口減少につながり、集落の存続が困難になることが懸念されています。このため、広域的な範囲で支え合う組織づくりを進めるとともに、農業生産の継続と併せて生活環境の改善を図ることが重要です。集落機能の維持はその地域の農地の保全や農業生産活動の継続にも影響することから、農村における労働人口の確保やコミュニティ機能の維持は重要な課題となっています。

図表4-1-5 1農業集落当たりの農家率

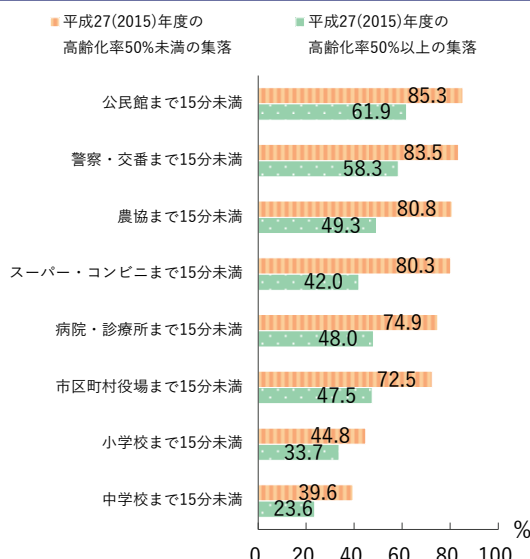


資料：農林水産省「農林業センサス」

(高齢化が進む農業集落では生活の利便性が低い傾向)

高齢化率別の農業集落の生活環境を見ると、老年人口の割合が高い農業集落では、生活の利便性が低い傾向にあります(図表4-1-6)。生活の利便性が低いと、更なる人口減少・高齢化につながり、集落存続の危機が深まります。このサイクルを断ち切るため、買い物や医療、教育等へのアクセスのほか、高齢者の見守り等の福祉サービスといった日々の生活に必要な生活環境の改善が重要になっています。

図表4-1-6 高齢化率別の農業集落の生活環境



資料：農林水産省「2015年農林業センサス」、「地域の農業を見て・知って・活かすDB」を基に作成

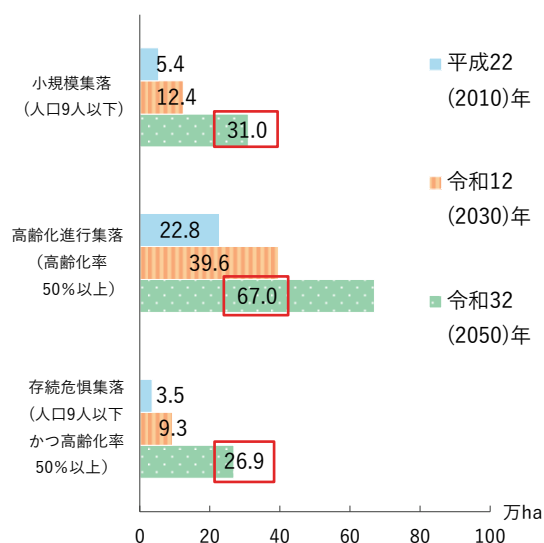
¹ 地域の諸課題への対応を随時検討する集会、会合等のこと

(農村人口の減少により営農継続が困難となるリスクが拡大)

農村のコミュニティ機能の低下に伴い、これらの集落に存在する農地での営農の継続が懸念されています。

令和32(2050)年の農地面積は、コミュニティとしての機能が失われる9人以下の小規模集落では31万ha、コミュニティ機能の維持が困難になる可能性の高い高齢化進行集落では67万ha、両方の条件を満たす存続危惧集落では26万9千haとなることが予測されています(図表4-1-7)。農村人口の減少により営農継続が困難となるリスクは拡大しており、食料安全保障の観点からも農村人口の維持・増加が課題となっています。

図表4-1-7 小規模集落、高齢化集落の農地面積



資料：農林水産政策研究所「人口減少下における集落の小規模化・高齢化と集落機能—農業集落を対象とした動態統計分析と将来予測から—」(平成26(2014)年10月公表)を基に農林水産省作成

注：令和12(2030)年及び令和32(2050)年の農地面積は、集落ごとのコーホート分析によって当該区分に該当すると予測された集落が有する平成22(2010)年時点での耕地面積(属地)

(農業集落の自立的な発展を目指す取組が各地で展開)

農業の停滞や過疎化・高齢化等により農村地域の活力の低下が見られる一方、地域住民が主体となって農業集落の自立的な発展を目指す取組も各地で進められています。

地域住民が地方公共団体や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、行政施設や学校、郵便局等の分散する生活支援機能を集約・確保し、周辺集落との間をネットワークで結ぶ「小さな拠点」では、地域の祭りや公的施設の運営等の様々な活動に取り組んでいます。

総務省では、過疎地域を始めとした条件不利地域において、「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)の形成に向けて、住民の暮らしを支える生活支援や、生業の創出を支援するとともに、優良事例を周知することとしています。

農林水産省では、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組に対し、取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域コミュニティの維持と農山漁村の活性化や自立化を後押ししています。



「小さな拠点」を整備し、多世代の交流を促進
資料：滋賀県甲賀市

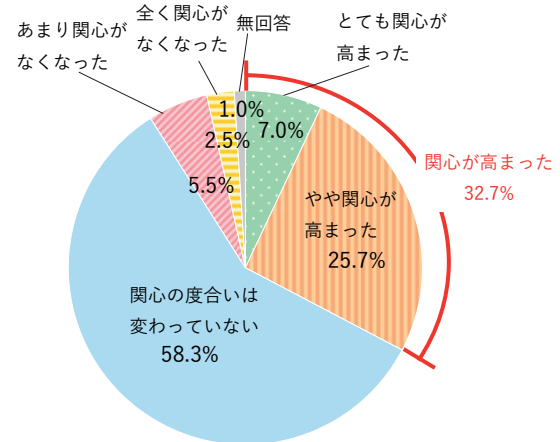
(3) 移住の促進

(農村への関心の高まりを背景として、地方移住の相談件数は増加傾向)

内閣府が令和5(2023)年9～10月に実施した世論調査によると、5年前と比較して、農村地域への関心が高まったと回答した人は32.7%となっています(図表4-1-8)。

また、地方暮らしやUIJターンを希望する人のための移住相談を行っている認定NPO法人ふるさと回帰支援センター¹への相談件数については、近年増加傾向で推移しており、令和5(2023)年は前年に比べ13%増加し、過去最高の5万9,276件となりました(図表4-1-9)。

図表4-1-8 農村地域への関心の変化

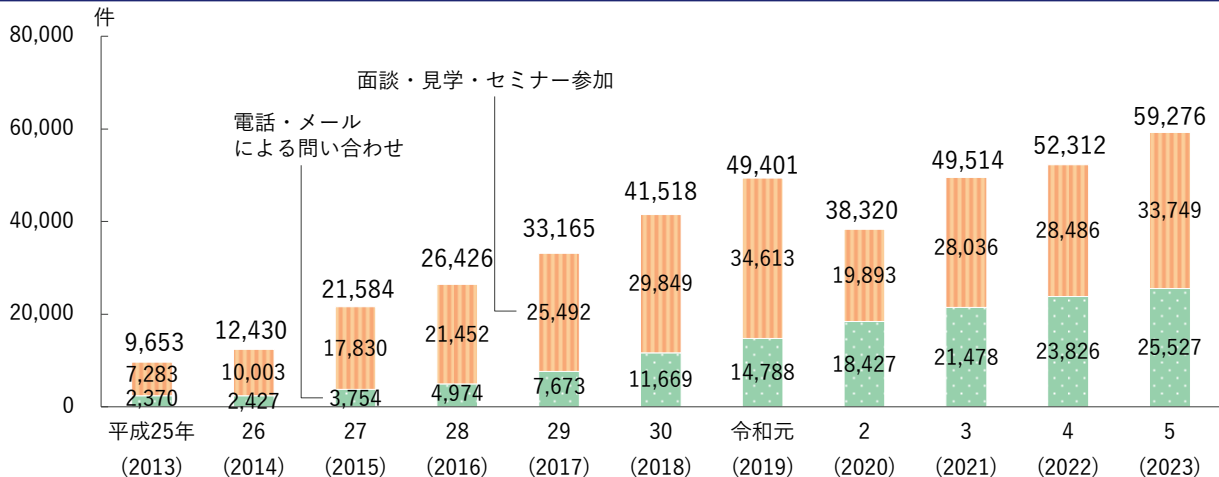


資料：内閣府「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(令和6(2024)年2月公表)を基に農林水産省作成

注：1) 令和5(2023)年9～10月に実施した調査で、有効回収数は2,875人

2) 「あなたは、5年前と比較し、農村地域への関心の程度はどのように変化しましたか」の質問に対する回答結果

図表4-1-9 認定NPO法人ふるさと回帰支援センターへの相談件数



資料：認定NPO法人ふるさと回帰支援センター資料を基に農林水産省作成

地方への移住・交流の促進に向けて、内閣官房は、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)により、東京圏外へ移住して起業・就業する者に対する地方公共団体の取組を支援しています。また、総務省は、就労・就農支援等の情報を提供する「移住・交流情報ガーデン」の利用を促進しています。

農林水産省は、農村関係人口の創出・拡大等に向け、(1)農繁期の手伝い等農山漁村での様々な活動に、都市部等からの多様な人材が関わる機会を創出する仕組みの構築、(2)多世代・多属性の人々が交流・参加する場である「ユニバーサル農園」の導入等を推進し、農業への関心層の獲得により、将来的な農村の活動を支える主体となり得る人材の確保を図っています。

¹ 正式名称は「特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」

(事例) 島の日常の魅力を発信し、地域活性化や移住促進の取組を展開(鹿児島県)

鹿児島県薩摩川内市の「東シナ海の小さな島ブランド株式会社」は、東シナ海に位置する離島の甑島において、島の日常の魅力を発信し、地域ブランドの確立を図るとともに、地域の活性化や移住の促進を図る取組を展開しています。

同島では、人口減少や高齢化が進む中、集落コミュニティの維持・存続に困難を来し、集落の空き家問題も深刻化しています。このような課題の解決に向け、同社では、地域に根差した生活文化や環境を活かした事業を展開し、地域活性化や移住の促進に取り組んでいます。

同社は、豆腐の製造・販売からスタートし、その後、キビナゴや柑橘等の地場産品を利用した商品開発、古民家を改装したベーカリー、港の旧待合所を再開発したカフェレストランの運営等の多様な事業を展開しています。舟宿を改装した古民家ホテルでは、朝ごはんは地場産の豆腐や干物を提供するなど、宿泊客に島の日常の魅力を伝えています。

また、観光まちづくり組織として、玉石垣の再生活動に取り組みながら島内に豊富にある自然の魅力を伝える観光ガイドの取組や体験コンテンツ等を駆使した地域活性化にも取り組んでいます。

このような取組の結果、島の魅力に触れ、移住を希望する人が増加傾向にある一方、島で暮らしたいけれど誰を頼ったらいいのかわからないという移住希望者も見られています。同社では、移住者のスタッフも多数雇用していることから、実体験に基づいて相談に乗ることや、多様な事業活動の中で働く場を提供することにより、移住の促進に寄与しています。また、集落内の空き家を借り上げ、整備を行った上で移住者に貸し出すなど、空き家を壊すのではなく活かす方向で集落の活性化に取り組んでいます。

同社では、今後ともUIターン等の移住・定住や交流人口の拡大に向けた取組を推進するとともに、人材育成のための研修や街づくり関連のワークショップの開催といった地域づくり人材の育成を進め、同島の活性化に尽力していくこととしています。



甑島への移住者

資料：東シナ海の小さな島ブランド株式会社

(サテライトオフィスの開設数は拡大傾向で推移)

都市部の企業等が地方に、遠隔勤務のためのオフィスである「サテライトオフィス」を開設し、本社機能の一部移転や二地域居住のワークスタイルを実践するケースが増えています。また、地方においても雇用機会の創出や移住・定住の促進、新しい産業の創出に向けて、サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体が増えています。

令和4(2022)年10月に総務省が公表した調査によると、全国の地方公共団体関わったサテライトオフィスの開設数については、近年増加傾向で推移しており、令和3(2021)年度は505か所開設され、累計では1,348か所となっています。

また、新たな企業が進出してきたことによる波及効果については、「移住者や二地域居住者の増加」、「地元人の雇用機会の創出」、「交流人口・関係人口の拡大」、「空き家・空き店舗の活用」、「地元企業との連携による新たなビジネスの創出」といった回答が挙げられています。

(事例) 「にぎやかな過疎の町」の実現に向け、サテライトオフィスを誘致(徳島県)

徳島県美波町^{みなみちよう}では、「にぎやかな過疎の町」の実現に向け、地域課題を地域の資源と捉え、技術と起業のマインドを持った若者を誘致する「サテライトオフィス・プロジェクト」を推進しています。

同町では人口が6千人を切り、高齢化率は49%、空き家率は19%となるなど、地域課題が山積しています。このため、防災や空き家問題、地方創生等の地域課題についても資源として捉え、課題解決に関心を持つ企業の誘致につなげています。

役場内にはサテライトオフィスの誘致に取り組む担当者を置き、地域活性化支援事業を手掛ける「株式会社あわえ」とも連携しながら、サテライトオフィスの誘致と誘致後のサポートに積極的に取り組んでいます。

地域課題の解決に共に取り組むパートナーであるサテライトオフィス開設企業の取組は、認定こども園の高台移転、子供の安否確認、藻場の回復等多岐に渡っており、それぞれの企業が持つアイデアやノウハウを活かしながら、地域に貢献する動きが見られています。また、企業関係者による町内の祭りへの参加や、サテライトオフィスでの地元の子供たちの就労体験の実施等により、地域住民との関わりも広がっています。

サテライトオフィスへの関心が高まる中、同町では県内で最多となるサテライトオフィス企業の進出・集積や、若者移住者の増加といった地域活性化につながる変化が見られ、新たな「にぎわい」が生まれつつあります。

同町では、にぎやかな過疎の町を実現するため、「にぎやか所」のキャッチフレーズの下に、関係者が一丸となって取組を進めており、今後とも、人口減少局面が続く厳しい現実にもしっかりと向き合いながら、サテライトオフィスの誘致や進出企業との連携により、にぎやかな町づくりを推進していくこととしています。



クリエイティブ複合施設
「at Teramae」

資料：株式会社あわえ



進出企業の協力による
小学生の就労体験

資料：株式会社あわえ

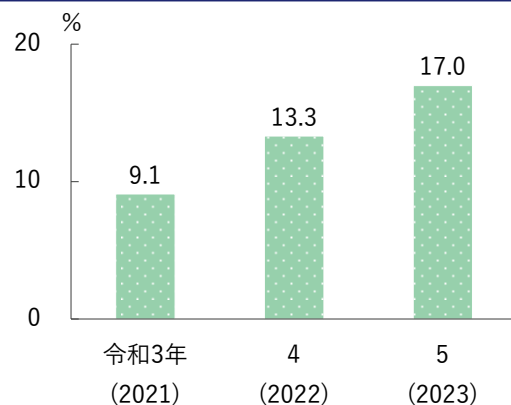
(農泊に取り組む地域におけるワーケーション需要への対応を推進)

リモートワークが普及する中、時間や場所にとらわれない働き方として「ワーケーション¹⁾」が注目されています。

近年、企業がワーケーションの滞在先として地方の農山漁村を選ぶケースが増えており、各地方公共団体でも農山漁村をワーケーションの受入地域として積極的に誘致することで地域の活性化を図るケースも増えていきます。

国土交通省の調査によると、従業員100人以上の企業におけるワーケーション制度の導入率については、令和5(2023)年は前年に比べ増加し17.0%となっています(図表4-1-10)。

図表4-1-10 従業員100人以上の企業における
ワーケーション制度の導入率



資料：国土交通省資料を基に農林水産省作成

¹⁾ 「ワーク(仕事)」と「バケーション(休暇)」を組み合わせたもので、観光地やリゾート地や帰省先等でパソコン等を使って仕事をする

また、ワーケーションの導入推進や利用促進のために、受入地域や施設に対して希望する環境やサービスとして、「セキュリティやスピード面が確保されたWi-Fi等の通信環境」が36.9%で最も多く、次いで「執務に必要な個室などのプライベートな空間」となっています。

農林水産省では、農泊に取り組む地域におけるワーケーション需要に対応するため、施設の改修、無線LAN環境の整備、オフィス環境の整備、企業等への情報発信等を支援しています。

(デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき人の流れを創出)

「デジタル田園都市国家構想」は、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら、地方の社会課題の解決や魅力の向上を図り、地方活性化を加速させるものであり、高齢化や過疎化に直面する農山漁村こそ、地域資源を活用した様々な取組においてデジタル技術を活用し、地域活性化を図ることが期待されています。



デジタル田園都市国家構想

URL : <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/index.html>

政府は、農村における人口減少を補うために、積極的に都市から農村への移住を進めることとしており、DX¹を進めるための情報基盤の整備、デジタル技術を活用したサテライトオフィス等の整備を行い、地方公共団体間の連携を促進しつつ、移住を促進するための農村における環境整備を進めることとしています。

また、農林水産省では、魅力ある豊かな「デジタル田園」の創出に向けて、関係府省と連携し、中山間地域等におけるデジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援するとともに、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣や起業家等とのマッチング、スマート農業やインフラ管理等に必要な情報通信環境の整備等を支援することとしています。

(新たな「国土形成計画(全国計画)」を策定)

国土交通省は、令和5(2023)年7月に、新たな「国土形成計画(全国計画)」を策定・公表しました。同計画では、未曾有の人口減少、少子高齢化の加速化といった時代の重大な岐路に立つ中、「新時代に地域力をつなぐ国土」の形成を目指し、国土の刷新に向けて、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」、「持続可能な産業への構造転換」等の四つの重点テーマを掲げ、更にこれらを効果的に実行するため、「国土基盤の高質化」と「地域を支える人材の確保・育成」を分野横断的なテーマとして掲げています。

農林水産分野においては、地域生活圏の形成に資する取組として、地域資源とデジタル技術を活用した中山間地域の活性化を推進するとともに、持続可能な産業への構造転換に向けて、食料安全保障の強化を目指した農林水産業の活性化等を推進することとしています。

¹ 第3章第8節を参照